

## ○岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奨学金を利用して保育士の資格又は幼稚園の教員免許を取得し、市内の私立保育所等に就職した者が、奨学金を返済するために要した費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所等」とは、市内に所在し、次の各号のいずれかに該当するもののうち、国、県及び市以外のものが設置したものをいう。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたものを除く。）

(2) 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所

(3) 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により設置認可された私立の幼稚園

(5) 法第59条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものうち利用定員が6人以上のものに限る。）のうち、法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものの設置者が、企業主導型保育事業費補助金実施要綱「第3」に基づき行う保育事業

(6) 事業実施年度において、岡山市登録保育施設補助金交付要綱第6条第4号に規定する経費に対する補助金の交付を受けている施設

3 この要綱において、「保育士等」とは、私立保育所等に勤務する保育士、保育教諭及び幼稚園教諭（当該私立保育所等を運営する個人又は法人の役員を除く。）をいう。

4 この要綱において、「奨学金」とは、保育士等が保育士養成施設又は幼稚園教諭養成施設に就学するとき又は在学する期間における学費に充てるため、保育士等本人の名義で借り受けた資金のうち、別表に定めるものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園の教員免許を取得したこと。
- (2) 平成31年4月1日以降に新たに市内の私立保育施設等に保育士等として雇用されたものであること。
- (3) 所定の労働時間が月140時間以上であること。
- (4) 自ら奨学金を返済していること。
- (5) この要綱以外の法令等による奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと。
- (6) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度以前に交付決定を受けたものが、前年度と同じ事業者引き続き雇用されている場合で、継続して当該年度分の申請を行う場合を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者としな

- (1) 市税を滞納しているもの
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助金の交付要件を満たした月から起算して36月の間において奨学金を返済するために要する経費とする。

（補助金額）

第5条 補助金額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし1年につき12万円（月額上限

1万円)を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、市長が定める期日までに、岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 雇用証明書(様式第2号)

(2) 補助対象保育士等の保育士証(幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許)の写し

(3) 申請者が奨学金を借り受けていることを証明する書類

(4) 市税を完納していることを証明できる書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

4 第1項の申請は、年度ごとに行うものとする。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定による補助金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、第6条第1項の規定する申請の内容に変更があったときは、岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に当該変更に係る資料を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第9条 交付対象者は、補助を受けようとする年度に係る奨学金の返済が完了後、別に市長が定める期日までに、岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書(様式第4号)及び雇用証明書(様式第2号)に、貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証明するものであると市長が認めた資料を添えて、市長に提出することにより実績の報告を行うものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 規則第17条の規定により補助金の額の確定を受けた者は、別に市長が定める期日までに、岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月16日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

名称等
日本学生支援機構奨学金
交通遺児育英会奨学金
あしなが育英会奨学金
生活福祉資金貸付制度における教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
母子父子福祉資金（教育支援費及び就学支度金）
地方公共団体の実施する育英資金又は奨学資金
前各号に掲げるもののほか、これらに類する資金として市長が特に必要と認めるもの

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書

年 月 日

岡山市長

〒            -

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 返済計画

返済月	返済額(A)※	上限額(B)	補助申請額 (A)又は(B)の少ない方の額
4月	円	10,000円	円
5月	円	10,000円	円
6月	円	10,000円	円
7月	円	10,000円	円
8月	円	10,000円	円
9月	円	10,000円	円
10月	円	10,000円	円
11月	円	10,000円	円
12月	円	10,000円	円
1月	円	10,000円	円
2月	円	10,000円	円
3月	円	10,000円	円
補助申請額合計			円 (千円未満切り捨て)

※1年分又は半年分の奨学金をまとめて返済している場合は、該当月で除した額を該当月へ振り分けてください。

2 勤務先施設名 \_\_\_\_\_

3 ・本申請以前におけるこの補助金の受給の有無（あり・なし）  
 →ありの場合は期間【 年 月～ 年 月】  
 ・この要綱以外の奨学金を対象とした類似の補助金の受給の有無（あり・なし）  
 →ありの場合は期間【 年 月～ 年 月】

4 添付書類

- (1) 雇用証明書（様式第2号） (2) 保育士証（幼稚園教諭の場合は、幼稚園教諭免許）の写し
- (3) 奨学金を借り受けていることを証明する書類 (4) 滞納無証明書（岡山市外に住所がある場合は、住民票）

雇用証明書

年 月 日

雇用主名 (代表者)	
施設名称	
法人名称	
施設所在地	
	(署名又は記名押印)

下記の者は、次のとおり在職していることを証明します。

氏 名	
住 所	
勤 務 先	
採用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日 (雇用期間がある場合は雇用が終了する日)
採用形態	常勤 ・ 非常勤
職 種	保育士 ・ 保育教諭 ・ 幼稚園教諭
就 労 形 態	週 時間勤務 (1日 時間・週 日)
	月 時間勤務

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金変更交付申請書兼返済計画書

年 月 日

岡山市長

〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付変更を申請します。申請に当たっては、同要綱に定める条項の適用を受けることについて同意します。

記

1 変更計画

返済月	返済額(A)※	上限額(B)	補助申請額 (A)又は(B)の少ない方の額
4月	円	10,000円	円
5月	円	10,000円	円
6月	円	10,000円	円
7月	円	10,000円	円
8月	円	10,000円	円
9月	円	10,000円	円
10月	円	10,000円	円
11月	円	10,000円	円
12月	円	10,000円	円
1月	円	10,000円	円
2月	円	10,000円	円
3月	円	10,000円	円
補助申請額合計			円 (千円未満切り捨て)

※1年分又は半年分の奨学金をまとめて返済している場合は、該当月で除した額を該当月へ振り分けてください。

2 勤務先施設名 \_\_\_\_\_

3 添付書類  
 返済計画を変更したことが分かる書類

様式第4号（第9条関係）

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

〒 ー  
住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付け岡山市指令保幼第 号で交付決定通知のあった補助金に係る奨学金の返済が完了しましたので、岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 返済実績

返済月	返済額
4月	円
5月	円
6月	円
7月	円
8月	円
9月	円
10月	円
11月	円
12月	円
1月	円
2月	円
3月	円
合計	円

2 添付書類

- (1) 奨学金貸与機関の発行する返済証明書又はその他奨学金の返済実績を証明できる書類
- (2) 雇用証明書(様式第2号)

岡山市長様

補助金交付請求書

〒 \_\_\_\_\_  
 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日		
指 令 番 号	岡山市指令保幼第 _____ 号		
補 助 年 度	年度		
補 助 金 の 名 称	岡山市保育士等奨学金返済支援事業補助金		
補 助 事 業 の 名 称	岡山市保育士等奨学金返済支援事業		
補助金の交付確定額	円		
補助金の交付請求額	円		
補助金の振込先	金融機関名		口座名義(申請者本人のものに限ります。)
	銀行 信用金庫 農 協	フリガナ	
		支店名	
	預金種目	1 普通(総合)	口座番号
2 当 座			

※申請者名義の銀行口座の通帳(名義人、店舗名及び口座番号がわかるもの)の写しを添付してください。